



市民意識調査

協力お願いします

市は、12月中旬に市内在住の満18歳以上の人の無作為に選んだ3千人に、調査票を郵送します。

本市の住みやすさや市が取り組んでいる施策の満足度・優先度などの意見を聞き、今後の市政運営に役立てますので協力をお願いします。

●パブコメを実施 市は、パブリックコメントを下表の通り実施します。応募資格などは次の通り。

▽応募資格 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所が事業所がある人、各案件に利害関係がある人。
意見のある人は、住所(市外の場合は勤務先が学校名も)、氏名、意見を書いて、各公表期



冬休み直前 子どものゲーム課金に注意

【Q】携帯電話会社から、今月は15万円も請求されていることに気付いた。小学生の子どもが私のスマートフォンで勝手にゲーム課金をしたようだ。支払いたくない。(30歳代女性)

【A】未成年者が保護者の同意を得ずにした契約は、原則、取り消すことができます。まずはAppleやGoogleなどは、ゲームのプラットフォーム事業者が事情を話して取り消しを申し出てはどうか助言しました。

間に直接(各窓口の業務時間)、各公表場所が郵送(必着)で①千664・85003伊丹市役所各担当課②千664・0898千僧1111伊丹市立保健センター(ファクス、市ホームページから電子申請も可)へ。

◆市などの入札参加資格審査申請を受け付け 令和6年度分の入札参加資格審査申請を次の通り受け付けます。

◆市中心市街地の空き店舗などを募集 市は、市中心市街地の空き店舗などの活用について

| 案件名 | 担当課 | 電話番号 | ファクス | 公表場所 | 公表期間 |
|---|-------------------------|----------|----------|---|--------------------|
| ①伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)(案)(※1) | 介護保険課(市役所1階) | 784-8037 | 784-8006 | 各担当課、各支所・分室、くらしのプラザ、「ふたつ」人権啓発センター、市役所3階の総務課内行政資料コーナー、1階のまちづくり推進課、同階の地域・高齢福祉課(※1のみ)、アイセンター(※2のみ) | 12月18日～ 来年1月16日 |
| ②伊丹市障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)(案)(※2) | 障害福祉課(同) こども福祉課(同2階) | 784-8032 | 784-8006 | 784-8127 | 780-3527 |
| ③伊丹市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案) | 健康政策課(市保健センター) | 784-8080 | 784-3281 | | |

公民館各種イベント

スワンホールで次の通り相談室などを開催します。いずれも当日直接、会場へ(※除く)。

●公民館スマホ相談室 来年1月6日・20日土曜午後1時半～3時半。スマートフォン操作の疑問・質問の解答。無料。伊丹市公民館。

●高齢者にスマホを教えるポランテア スマホ・サポート養成講座 来年1月20日・27日・2月10日の土曜(全3回)午前9時半。

●令和6年伊丹新春俳句大会を開催 来年1月14日(日)午後1時、図書館「ことば蔵」地下1階の多目的室で。当季雑詠(新年か冬)で2句を持参。参加料千円。当日直接、会場伊丹市俳句協会事務局Tel.090・487・6986。

表彰しました 市技能功労者

11月22日、市役所で「令和5年度伊丹市技能功労者表彰式」を開催し、次の皆さんを表彰しました(敬称略。順不同)。

▽坂上渉 Ⅱ内装仕上工▽西田健嗣 Ⅱ造園師▽坂本昌温 Ⅱ配管職。

1. 市芸術家協会新人賞・新会員を決定 市芸術家協会は、合唱指導など音楽分野で活躍する山田由香里さんを新人賞に決定し、奥野英子さん(ピアノ)と、高橋恵沖さん(絵画)を含めた3人を新会員に迎えました。

2. 伊丹一句(19)の目を開催 市立伊丹ミュージアムは、12月19日、形式にこだわらない自由な俳句を募集します。俳句を詠んだことがない人も気軽に投句を。

3. 投句箱設置施設が同館ホームページから投句もできます。無料(特選・入選者には賞品あり)。

消防局後方支援車を更新



(公財)兵庫県市町村振興協会の宝くじ社会貢献広報事業により、消防局後方支援車を更新し、同年10月2日から運用を開始しました。同車は、災害現場における現場広報や各災害に応じて必要な資機材を積載し出動するなど、1台で多様な用途に使用できる車両です。今後、消防活動用ドローンを当車両に積載し、運用予定です。消防局警防課Tel.783-0242

また、パスワードは子どもに

知られないように管理すると共に、決済完了のたびにメールが届くように設定しましょう。他にも利用規約で禁止されているゲームアカウントの売買、ライブ配信サービスの高額な「投げ銭」なども問題になっています。日頃から、子どもとのコミュニケーションを意識しましょう。判断に迷ったりおかしなと思ったら、消費生活センターにご相談ください。消費生活や製品事故に関する相談は消費生活センターTel.775・1298(相談専用。平日午前9時～正午、午後1時～4時15分)へ。